

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 14 級に該当するとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、○会社○店に平成○年○月○日入社し、販売員として従事していた。

平成○年○月○日、自転車に乗って出勤途中、路上において、前方に普通乗用自動車（以下「車」という。）が停車していたため、自転車に乗ったまま車の後方に停止していたところ、車が車庫入れのためバックしてきたのでこれと接触して転倒し負傷した。

請求人は、平成○年○月○日に○医院に受診し、「頸椎捻挫、胸部打撲症、両側膝関節打撲症、右手捻挫、骨盤打撲症、腰椎捻挫、肋軟骨亀裂骨折」と診断された。

加療した結果、平成○年○月○日に治癒したが、請求人は障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級（以下「障害等級」という。）に該当しないとして、障害給付を支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

残存する障害は障害等級に該当するから、不支給とした監督署長の決定は誤りである。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次のとおり述べている。

請求人の状態については、MRI 上、L4/5、5/S 椎間板変性はみられるものの、ヘルニアはみられず、脊柱管狭窄は認められない。また、腰椎の可動域制限はみられず、下肢に神経学的異常所見は認められない。

なお、請求人は動いている時右腸骨部の疼痛を訴えているが、仕事に差し支える程でもなく他覚的所見に乏しい。

### 4 審査官の判断

#### (1) せき柱の変形障害及び運動障害について

地方労災医員○医師は障害等級認定に関する意見書において、「MRI 上、L4/5、5/S 椎間板変性は見られるものの、ヘルニアは見られず、脊柱管狭窄は認められない。腰椎の可動域制限は見られない。」と述べている。

次に、地方労災医員○医師は「X 線写真上、異常はない。腰椎に少し変形が見られるが、加齢的要因でも変形は出る。ヘルニアはない。」と述べている。

また、請求人の主治医である○医院医師は、要旨、「請求人は腰椎捻挫、骨盤打撲症、両側膝関節打撲症等であり、腰椎 MRI 上、第 4・5 腰椎、第 5 腰椎第 1 仙椎の間の髓核が消失しており、明らかに変性を認め、原因として膠原線維と弾性線維軟骨による同心円状構造からなる線維輪の損傷（同心円状構造に沿って）及び炎症が髓核にまで及んだものである。」と述べている。

上記の事実等から、請求人に係る障害の状態を判断すると、腰椎に変性は認められるものの、ヘルニア及び脊柱管狭窄はなく、可動域制限もないことから、変形障害及び運動障害は認められないとすることが妥当であると判断する。

#### (2) 腰部の神経症状について

請求人は身体障害申立書において、要旨、「右足が痺れ、動けなくなることがある。」等、述べている。

次に、地方労災医員○医師は意見書において、「請求人は動いている時右腸骨部の疼痛を訴えているが、仕事に差し支える程でもなく他覚的所見に乏しい。」と述べている。

次に、地方労災医員○医師は、要旨、「X 線写真上異常はない。腰椎に少し変形が見られるが、加齢的要因でも変形は出るので、実際に治療を行った主治医の意見を求めるのがよい。」と述べている。

また、請求人の主治医である○医院医師は、要旨、「腰部疼痛の発症の他覚的所見は、腰椎捻挫を

起こした時に神経根圧挫を起こしたのではないかと推測される。」と述べている。

上記の事実等から、請求人の腰部の疼痛等の神経症状については、地方労災医員医師は「他覚的所見に乏しい。」としているものの、実際に治療を行った主治医である○医院医師は「腰部疼痛の発症の他覚的所見は、腰椎捻挫を起こした時に神経根圧挫を起こしたのではないかと推測される。」としていることから、請求人に残存する障害の程度は「局部に神経症状を残すもの」が存在すると判断する。

よって、本件障害等級については、「局部に神経症状を残すもの」と認められ、この等級である第14級の9に相当するものと認める。

したがって、監督署長が請求人に対して行った障害給付を支給しないとした処分は、取り消すべきものである。